

陳 情 文 書 表

(令和4年6月21日)

受理番号・受理年月日及び件名	陳情第149号（4.6.10） 一般住宅の日影問題に関する陳情
陳情の要旨	<p>1. 日影のなかつたもとの状態【以前の2階建て住宅では日影被害は生じておりませんでした】に戻すため、当局から建築主に対して下記の対応を行うよう指導すること。</p> <p>その費用は、建築主（住宅業者を含む）が負担すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①2階部分のオーバーハングを改善する。 ②屋根の勾配を緩やかにする。 ③屋根の部分的カットをする。 ④セットバック（後退）を取り入れる（近所迷惑な日影を回避するためです）。 ⑤半地下構造として、高さを低くする。 <p>2. 日影問題の防止のため、早期に下記の条例改正を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第4条に、建築主の責務として、設計段階から周辺住民に対して平屋および2階建ての建築物についても、日影曲線を提示しなければならない旨、明文化すること。 ②条例により、事前に設計段階で周辺住民の同意がなければ、建築確認をしない制度に改正すること。 ③神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第37条について、日照障害等の紛争があるときは、市当局が積極的に住民に働きかけて、当事者に申請手続きを促すよう、義務付けること。 ④上記の内容が遵守されない場合について、罰則の規定を設けること。 <p>3. 日影問題の防止のため、下記の内容について、国に法令を改正するよう当局が働きかけること。また、早期に条例を改正し、対応すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「第1種高度区の制限」・「用途地域別の建物の形態規則」と「住環境条例」との間にある矛盾、齟齬を早期に是正すること。 ②「建築基準法に基づく、建築確認番号」看板に日影イメージ図を記述のこと。看板に日影イメージ図記述により、近所迷惑な日影問題について広く住民が知り得ることにより、住環境をよくするために迅速に対応が出来る。 ③「建築計画概要書」に、「建築確認申請」の項目内容および図

	<p>面・数値を記述し、立面図・断面図の添付することにより、近所迷惑な日影問題を設計段階で未然に防止できる。</p> <p>4. 日影等の住環境に関して発生した下記被害等についての公的保険制度を整備すること。なお、原資は建築主（住宅業者を含む）および宅地開発業者などが出資すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①体調不良などの健康被害 ②不動産価値の下落 ③被害者の救済を早期に実施できるよう、建築主の原状回復に要する費用 ④加害者に資力がない場合にも確実な救済を行えるよう、被害者への損害賠償金、慰謝料、和解金など <p>5. 建築協定を迅速に簡便に締結できる下記のシステムを構築すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①建築協定を締結できるよう、住民への指導を積極的に行うシステム ②建築協定の前提となる権利者全員の合意の条件を緩和する <p>6. 当地区は神戸市が宅地造成した地区にもかかわらず、建築協定が締結されていません。このような状況となった経緯を説明すること。</p> <p>7. 建築主（住宅業者を含む）に代わり、市当局が以下の対応を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①立体図および断面図など、図面をもとに日影被害者にその要因を説明すること。 ②指定確認検査機関において建築確認や検査が終わっていることのみを強調するのではなく、丁寧に説明すること。 <p>8. この陳情の採否について、「会派ではなく各市会議員全員」の賛否を問う方法を議会で考えて頂きたい。</p>
陳情者の住所及び氏名	神戸市北区 宗野嘉幸
送付委員会	都市交通委員会

神戸市会議長 殿

令和4年6月10日(金)

陳情者

住所 神戸市北区

氏名 宗野 嘉幸

(携帯電話)

一般住宅日影問題に関する陳情**陳情趣旨**都市交通委員陳情第102号(令和3年6月21日)の不採択の再検討および追加項目に関する陳情です。

建築主が約45年前の瓦葺2階建て住宅を今様風のロフト付2階建て新築に建て替える木造組立工事を始めました。そのことにより、突然当方の1階リビングルームが日影となりました(2020.12.3(木) 08:00～15:00 日中日影が生じて気分が悪く、不愉快極まりありません。(12月初～翌年1月末) 早速、業者(電話・メール)に問合せました。その後、建築主(郵送:4通送付の内3通が宛先不明で戻ってまいりました。) および当局(電話)にも問合せておりましたが、疑問を抱いたまま未解決状態で、現在に至っております。

日影の状態を下記に述べます。

条件: ほぼ真南向き、中間に縁地道路幅4.5m、当方庭スペース巾5m

1階リビングルームアルミサッシ窓枠サイズ(2ヶ所)および耐力壁巾115cmx1枚

1窓枠: 巾260cmx1枚、高さ180cm

2窓枠: 巾180cmx1枚、高さ180cm

・2020年12月22日(火)11時57分晴

1階リビングルームアルミサッシ窓(1窓枠+2窓枠共)半分日影となる。

・12月6日(日)11時59分晴

1階リビングルームアルミサッシ窓(1窓枠+2窓枠共)やや半分日影となる。

・12月6日(日)13時19分晴

1階リビングルームアルミサッシ窓(1窓枠片方および2窓枠共に)全面日影となる。

「第1種高度区の制限」・「用途地域別の建物の形態規則」は、以下の点で、神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第4条などに違反します。

結果的には、日影が生じているのですからどこかに条例及び法に漏れがあるので、国・市当局に早期の見直しを要求します。

・条例の高さ制限の第1種高度地区で、北側敷地境界線から垂直5m、勾配0.6、絶対高さ10m以内に住宅建築は許可されているが、その根拠の説明がありません。北側の既存の住居の1階リビングルームは、完全に部屋の奥まで日影となります。

・「用途地域別の建物の形態規則」の前面道路斜線勾配1.25の根拠の説明がありません。

前回の陳情第102号(2021.06.21)の審査においては、神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例に基づく対応を求める委員の発言がありました。当局は条例を遵守して、その機能を果たして頂きたい。陳情の採択にもこういった意見を反映して頂くよう要望します。

神戸市民の住環境をよくして欲しい。また被害者救済および近所迷惑をかけないように未然に防止策を講じて頂くよう要望します。

なお、救済策を考えるにあたっては、県条例自転車保険制度・兵庫県条例 住宅再建共済制度（通称：フェニックス共済）の理念などを参考にしてください。

私の住んでいる地区は、建築協定一覧に記載がなく、原因も不明とのことでした。

約45年前の神戸市宅地造成地区です。昭和51年法改正で「建築協定」が施行しましたが、私の地区では抜け落ちております。

建築物は各個人に任された注文住宅地ですが、なぜ当局が積極的に「一人建築協定」を薦めて、近所迷惑にならないように、またトラブルの発生を未然に防止するためにも、積極的に取り組む知恵がなかったのでしょうか。

住宅環境は数十年前と直近とは大きく変化しております。「論より証拠です。」論ずるばかりではなく、日影を生じた事実に沿った施策を切望します。

よって、以下の事項について陳情します。

については、貴議会において採択するようにしてください。

陳情事項

1.日影のなかつたもとの状態【以前の2階建て住宅では日影被害は生じておりませんでした】に戻すため、当局から建築主に対して下記の対応を行うよう指導すること。

その費用は、建築主(住宅業者を含む)が負担すること。

- ①2階部分のオーバーハングを改善する。
- ②屋根の勾配を緩やかにする。
- ③屋根の部分的カットをする。
- ④セットバック(後退)を取り入れる(近所迷惑な日影を回避するためです)。
- ⑤半地下構造として、高さを低くする。

2.日影問題の防止のため、早期に下記の条例改正を行うこと。

①神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第4条に、建築主の責務として、設計段階から周辺住民に対して平屋および2階建ての建築物についても、日影曲線を提示しなければならない旨、明文化すること。

②条例により、事前に設計段階で周辺住民の同意がなければ、建築確認をしない制度に改正すること。

③神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第37条について、日照障害等の紛争があるときは、市当局が積極的に住民に働きかけて、当事者に申請手続きを促すよう、義務付けること。

④上記の内容が遵守されない場合について、罰則の規定を設けること。

3.日影問題の防止のため、下記の内容について、国に法令を改正するよう当局が働きかけること。また、早期に条例を改正し、対応すること。

①「第1種高度区の制限」・「用途地域別の建物の形態規則」と「住環境条例」との間にある矛盾、齟齬を早期に是正すること。

- ②「建築基準法に基づく、建築確認番号」看板に日影イメージ図を記述のこと。看板に日影イメージ図記述により、近所迷惑な日影問題について広く住民が知り得ることにより、住環境をよくするために迅速に対応が出来る。
- ③「建築計画概要書」に、「建築確認申請」の項目内容および図面・数値を記述し、立面図・断面図の添付することにより、近所迷惑な日影問題を設計段階で未然に防止できる。

4.日影等の住環境に関して発生した下記被害等についての公的保険制度を整備すること。

なお、原資は建築主(住宅業者を含む)および宅地開発業者などが出資すること。

- ①体調不良などの健康被害
- ②不動産価値の下落
- ③被害者の救済を早期に実施できるよう、建築主の原状回復に要する費用
- ④加害者に資力がない場合にも確実な救済を行えるよう、被害者への損害賠償金、慰謝料、和解金など

5.建築協定を迅速に簡便に締結できる下記のシステムを構築すること。

- ①建築協定を締結できるよう、住民への指導を積極的に行うシステム
- ②建築協定の前提となる権利者全員の合意の条件を緩和する

6.当地区は神戸市が宅地造成した地区にもかかわらず、建築協定が締結されていません。

このような状況となった経緯を説明すること。

7.建築主(住宅業者を含む)に代わり、市当局が以下の対応を行うこと。

- ①立体図および断面図など、図面をもとに日影被害者にその要因を説明すること。
- ②指定確認検査機関において建築確認や検査が終わっていることのみを強調するのではなく、丁寧に説明すること。

8.この陳情の採否について、「会派ではなく各市会議員全員」の賛否を問う方法を議会で考えて頂きたい。

以上

一般住宅の日影問題に関する陳情

陳情第149号

建築住宅局

		陳 情 要 旨 等
陳情者	神戸市北区 宗野 嘉幸	
【陳情第149号】		<p>1. 日影のなかつたもとの状態【以前の2階建て住宅では日影被害は生じておりませんでした】に戻すため、当局から建築主に対して下記の対応を行うよう指導すること。その費用は、建築主（住宅業者を含む）が負担すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①2階部分のオーバーハングを改善する。 ②屋根の勾配を緩やかにする。 ③屋根の部分的カットをする。 ④セットバック（後退）を取り入れる（近所迷惑な日影を回避するためです）。 ⑤半地下構造として、高さを低くする。 <p>2. 日影問題の防止のため、早期に下記の条例改正を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第4条に、建築主の責務として、設計段階から周辺住民に対して平屋および2階建ての建築物についても、日影曲線を提示しなければならない旨、明文化すること。 ②条例により、事前に設計段階で周辺住民の同意がなければ、建築確認をしない制度に改正すること。 ③神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第37条について、日照障害等の紛争があるときは、市当局が積極的に住民に働きかけて、当事者に申請手続きを促すよう、義務付けること。 ④上記の内容が遵守されない場合について、罰則の規定を設けること。 <p>3. 日影問題の防止のため、下記の内容について、国に法令を改正するよう当局が働きかけること。また、早期に条例を改正し、対応すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「第1種高度区の制限」・「用途地域別の建物の形態規則」と「住環境条例」との間にある矛盾、齟齬を早期に是正すること。 ②「建築基準法に基づく、建築確認番号」看板に日影イメージ図を記述のこと。看板に日影イメージ図記述により、近所迷惑な日影問題について広く住民が知り得ることにより、住環境をよくするために迅速に対応が出来る。 ③「建築計画概要書」に、「建築確認申請」の項目内容および図面・数値を記述し、立面図・断面図の添付することにより、近所迷惑な日影問題を設計段階で未然に防止できる。 <p>4. 日影等の住環境に関して発生した下記被害等についての公的保険制度を整備すること。なお、原資は建築主（住宅業者を含む）および宅地開発業者などが出資すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①体調不良などの健康被害 ②不動産価値の下落 ③被害者の救済を早期に実施できるよう、建築主の原状回復に要する費用 ④加害者に資力がない場合にも確実な救済を行えるよう、被害者への損害賠償金、慰謝料、和解金など <p>5. 建築協定を迅速に簡便に締結できる下記のシステムを構築すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①建築協定を締結できるよう、住民への指導を積極的に行うシステム ②建築協定の前提となる権利者全員の合意の条件を緩和する <p>6. 当地区は神戸市が宅地造成した地区にもかかわらず、建築協定が締結されていません。このような状況となった経緯を説明すること。</p>

	<p>7. 建築主（住宅業者を含む）に代わり、市当局が以下の対応を行うこと。</p> <p>①立体図および断面図など、図面をもとに日影被害者にその要因を説明すること。</p> <p>②指定確認検査機関において建築確認や検査が終わっていることのみを強調するのではなく、丁寧に説明すること。</p> <p>8. この陳情の採否について、「会派ではなく市会議員全員」の賛否を問う方法を議会で考えて頂きたい。</p>
--	--

陳 情 に 対 す る 神 戸 市 の 考 え 方

1. 日影による影響をもとの状態に戻すことについて

本物件は建築基準法に基づく確認済証・検査済証の交付を受け、建築基準関係法令に適合することが確認されており、適法な建築物に対して行政からその一部を撤去すること等を指導することはできない。

2-①. 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例（以下「条例」という。）第4条において、平屋および2階建ての住宅を建築する場合、建築主に対して、事前に近隣へ日影の影響を説明するよう義務付けることについて

2階建て以下の住宅の建築主は個人の方も多く、事前説明を義務付けた場合、過度な負担につながることから、2階建て以下の住宅に対して近隣説明を義務付けすることは考えていない。また、他の政令指定都市においても2階建て以下の住宅を対象としているところはない。

2-②. 周辺住民の同意がなければ、建築確認を行わないことについて

建築基準法に基づく建築確認申請は、申請された計画が建築基準関係法令に適合しているかどうかを審査するものであり、法令に適合していれば確認済証を交付しなければならない。したがって、条例により近隣住民の合意がないことを理由に、建築確認の手続きをしない制度とすることはできない。

2-③. 条例第37条に基づく日照等調停委員制度について、市が積極的に住民に働きかけて、当事者に申請手続きを促すことについて

日照等調停委員制度の周知に努めており、近隣住民または建築主のいずれか一方から申請があれば他方に働きかけを行っているが、調停はお互いの譲歩により妥結を目指す自発的行為に基づくものであり、義務付けすることは適当でないと考えている。

2-④. 2-①～③が遵守されない場合について罰則を設けることについて

条例第4条は住環境の保全及び育成を図るために、建築主が果たすべき役割を規定したものであり、具体的な権利義務関係を定めたものではないため、罰則規定を設けることはできない。

条例第37条についても、お互いの譲歩により妥結を目指す調停の性質から罰則規定を設けることは適当でないと考えている。

3-①. 「第1種高度地区」「用途地域別の建物の形態規制」と条例との間にある矛盾、齟齬を早期に是正することについて

道路斜線、隣地斜線、北側斜線などの「用途地域別の建物の形態規制」は、建築基準法等により定められている全国共通の基準であり、「第1種高度地区」は都市計画により北側斜線の基準を強化したものである。これらは個々の敷地での建物高さの「上限」を規定するものであり、建築主が果たすべき役割を規定した条例と矛盾、齟齬を生じるものではない。

3-②. 工事現場における確認の表示の様式に日影イメージ図を追加することについて

3-③. 建築計画概要書の様式に内容、図面、数値を追加することについて

「工事現場における確認の表示」は、建築確認を受けたことを証するために掲出するものであり、「建築計画概要書」は、違反建築物の発生や売買を防止するために閲覧に供するものである。一般に公開される情報として、法令によって記載事項及び様式が定められているものであり、法令で定める以上の内容の掲出・閲覧等を行うことは適当ではないと考えている。

4. 日影等の住環境に関して発生した被害についての公的保険制度を整備すること。なお、その原資は建築主および宅地開発業者などが出資すること。

建築物を建築する場合、建築基準法に基づく建築確認申請によって適法性を確認することとなっている。建築物による日影等が住環境へ与える影響について、補償すべき度合いとなっているのか、社会生活上の受容限度を超えているのかといったことは一律に判断できないため、公的保険で対応することはなじまないものと考えている。

5. 6. 建築協定について

建築協定は、建築基準法で定められた基準に上乗せするかたちで、地域の特性等に基づき、地域住

民自ら設けることができるまちづくりのルールである。地域住民が内容を十分議論・理解したうえで、合意できる内容を建築協定として締結するものであり、市が指導して締結するものではない。

分譲以来、当地域の住民からの相談や動きがなかったため建築協定は締結されていないが、当地域の方々から建築協定締結の意向があれば支援していきたい。

なお、建築協定の締結の際に必要となる土地の所有者等の全員の合意は、建築基準法で定められているため緩和できない。

7. 建築主(住宅業者を含む)に代わり、市が以下の対応を行うこと。

①立面図および断面図など、図面をもとに日影被害者にその要因を説明すること。

②指定確認検査機関において建築確認や検査が終わっていることのみを強調するのではなく、丁寧に説明すること。

個人もしくは法人の資産である建築物について、市が第三者に説明することはない。